

対象施設の要件

1 対象施設について

休業要請対象施設は、以下の6施設のうち接待を伴う飲食店です。

キャバレー ナイトクラブ ダンスホール スナック バー パブ

2 接待について

今回の休業協力金は、上記1の対象施設のうち、接待を伴う飲食店が対象となりますので、対象施設において、以下の①②いずれかの接待を行っている必要があります。

① 風俗営業の許可を受けた上で、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（以下「風営法」という。）」における「接待」を行っている。

※ 風俗営業の許可を以下の内容で受けている場合のみが該当します。

- ・平成28年6月22日以前に、風営法（改正前）第2条第1項第1号、又は第2号の営業許可を受けている。
- ・平成28年6月23日以降に、風営法（改正後）第2条第1項第1号の営業許可を受けている。

② 風営法に準じる接待を行っている。

※今回の休業要請は感染拡大を防止することが目的であるため、実質的な接待を行っている場合も対象とします。

3 飲食店について

飲食をさせる営業の許可を受けている必要があります。